

「電波政策 2020 懇談会 サービスワーキンググループ」運営方針(案)

1 役割

本ワーキンググループ(以下「WG」という。)は、「電波政策2020懇談会」(以下「懇談会」という。)の下に設置されるWGとして、我が国の無線インフラ・サービスを国際競争力のある有望ビジネスに育てるための方策等について、より専門的な観点から検討することを役割とする。

具体的には、我が国が強みとする安全・安心分野の無線通信システムを中心としたワイヤレスビジネスの国際展開を促進するための方策や、5G等の新たなモバイルサービスを具現化するための方策等の検討を行い、懇談会に報告する。

2 名称

本WGは、「サービスワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) ワイヤレスビジネスの成長・海外展開を戦略的に推進するための方策
- (2) 2020 年に向けたモバイルサービスの在り方
- (3) 周波数需要増大への対応方策
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGには、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、懇談会座長が指名することとし、主査代理は主査が指名する。
- (4) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (6) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 主査は、本WGの検討を促進するため、必要に応じて、タスクフォースを開催することができる。
- (8) タスクフォースの構成員及び運営に必要な事項については、主査が定めるところによる。
- (9) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本WGの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合には、非公開とする。
- (2) 本WGの会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- (3) 本WGの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 開催期間

本WGの開催期間は、平成 28 年 1 月から同年夏までを目途とする。

7 庶務

本WGの庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課国際周波数政策室において行う。

「電波政策2020懇談会 サービスワーキンググループ」構成員 一覧

(敬称略、五十音順)

岩浪 剛太	株式会社インフォシティ代表取締役
國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部教授
三瓶 政一	大阪大学大学院工学研究科電気電子情報工学専攻教授
(主査) 谷川 史郎	株式会社野村総合研究所理事長
知野 恵子	読売新聞東京本社編集局企画委員
土井 美和子	情報通信研究機構監事
友山 茂樹	トヨタ自動車株式会社専務役員 IT・ITS 本部長
藤原 洋	株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長 CEO
森川 博之	東京大学先端科学技術研究センター教授